

住之江区ボランティア・市民活動センター団体登録要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、主に大阪市住之江区内でボランティア活動・市民活動をしているボランティアグループ・市民活動団体が、住之江区ボランティア・市民活動センター（以下、「センター」という。）の施設等の利用やセンターからボランティアに関する情報等を受けようとするために、ボランティアグループ・市民活動団体登録（以下、「登録」という。）を行うことについて、必要な事項を定める。

（登録の要件）

第2条 登録できる団体は、主体的な参加に基づくボランティア活動・市民活動を行っている団体であって、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- （1）団体の構成員が5名以上であること
- （2）活動の主たる場所が住之江区であること（法人格の有無を問わない）
- （3）月1回以上、ボランティア活動・市民活動を行っていること

2 前項の規定に関わらず、住之江区ボランティア・市民活動センター運営委員会委員長（以下、「委員長」という。）が登録に伴うボランティアルーム利用等の便宜の早急な提供が特に必要と認めた場合は、登録団体とみなす仮登録ができるものとする。

（登録及び登録の更新）

第3条 登録を希望する団体は、次に掲げる書類を紙媒体または電子記録媒体でセンターに提出しなければならない。

- （1）登録申請書（様式1）
- （2）登録団体状況書（様式2）
- （3）ボランティアグループ・市民活動団体会員名簿
- （4）会則（ボランティア活動・市民活動を行う旨の規定がされているもの）
- （5）上記のほか、必要に応じ、会報等ボランティア活動・市民活動の実績を証明できるもの

2 登録は、年度更新とし登録した翌年度以降は、登録団体状況書（様式2）の提出をもって、更新するものとする。

（登録の承認）

第4条 第3条の書類を事務局が受理し、承認を審査するものとする。

（登録内容の変更）

第5条 登録を承認された団体（以下、「登録団体」という。）及び仮登録を承認された団体（以下、「仮登録団体」という。）で、代表者や代表者の住所、団体の名称、会則等に変更があった場合は、登録変更届（様式3）を紙媒体または電子記録媒体にて直ちに委員長へ提出しなければならない。

2 仮登録団体が第2条の要件を満たした場合は、第3条第1項に定める書類を紙媒体または電子記録媒体にて直ちに委員長へ提出しなければならない。

(登録の辞退)

第6条 登録団体及び仮登録団体が登録を辞退する場合は、登録辞退届(様式4)を紙媒体または電子記録媒体にて直ちに委員長へ提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第7条 登録団体及び仮登録団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することがある。

- (1) 登録団体及び仮登録団体が、本来の団体の目的やボランティア活動・市民活動のあり方を逸脱した行為(政治・宗教・営利目的の活動など)、あるいは公共の福祉に反する行為等があると認められるとき、又はそのおそれがあるとき
- (2) 登録団体及び仮登録団体が、センターの目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき
- (3) 登録団体が連絡なく、本会が指定する提出期限内に年度更新手続きを行わないとき
- (4) 登録団体が第2条の登録の要件に該当しなくなったとき
- (5) 登録団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団であることが判明したときは、または、暴力団もしくは同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体等であることが判明したとき

(規定外の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に、センターに登録している団体については、第3条第1項の規定の適用を免除する。